

令和8年度兵庫県森林審議会開発審査部会（第1回）議事録（要旨）

日 時：令和8年5月26日（火）
14時00分から15時20分まで
場 所：兵庫県土地改良会館
6階 第1会議室
出席者：別紙のとおり

事務局：ただいまから兵庫県森林審議会開発審査部会を開催します。
開会にあたりまして、農林水産部次長からご挨拶を申し上げます。

次 長：（あいさつ）

事務局：（委員の照会）

本日の開発審査部会は、委員定数7名のうち5名のご出席をいただいておりますので、森林審議会運営規程第4条第5項の規定に基づき、部会が成立しておりますことを報告させていただきます。
議長は運営規程第4条第3項の規定により、部会長にお願いします。

議 長：（あいさつ）

本審議会は、事務局からの説明にありまして、「非公開情報」の内容については「非公開」とする「部分公開」により審議します。
事務局から、傍聴人、写真撮影等許可願について報告を求めます。

事務局：本日は、傍聴希望者はございません。

議 長：それでは、諮問と付議書の報告について、事務局からお願いします。

事務局：（諮問及び付議書を報告）

議 長：審議に先立ちまして、委員の皆様にご了解頂きたい件があります。

事務局が、本日の審議内容について、委員氏名を伏せた、非開示情報を除く発言要旨等を、部会長である私の確認を受けたうえで、県のホームページに掲載したいとのことです。そのように、取りはからうこととしてよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、ただいま諮問の付議を受けましたので、はじめに加東市山国ほかの普通林の開発行為について、事務局から説明願います。

事務局：「普通林の開発行為について（加東市山国字中尾2019番3ほかにおける工場、事業場の設置（山国地区産業用地整備事業）」の概要説明

議 長：ただいま説明がありました件について、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

委 員：開発区域について、最小限であるという考え方というのは、どのように整理

されているのでしょうか。

事務局：計画では西側を試験場、中央を資材置場、東側を建物配置としたレイアウトとなっておりまして、施設機能上必要となる範囲で配置していることから、現時点では必要最小限の計画であると判断しております。

委員：この計画の中で、クレーンの性能試験場とのことですが、全体を見ると広い造成地の中でその部分がどの程度の規模になっているのかという点と、もう一点、伐採する木材の処理についてどのように考えておられるのか教えてください。

事務局：クレーンの試験場についてですが、図面上で半径 180 メートル程度の範囲を確保する必要がありまして、大型クレーンの性能試験に必要なスペースとして設定されております。

中央部に資材を配置し、ブームを展開するためのスペースを確保するため、この規模となっております。

次に伐採木の処理についてですが、基本的には再資源化施設へ搬出し、チップ化等による再利用を行う計画としております。

議長：他にございますか。

委員：(特になし)

議長：本件について、森林法第 10 条の 2 第 2 項各号のいずれにも該当しないものと考えられますので、「やむを得ないものと認める。」と答申したいと思っておりますが、ご異議はございませんでしょうか。

委員：異議なし

議長：ご異議がないようですので、本件、加東市山国ほかの普通林における工場、事業場の設置については、「やむを得ないものと認める。」と採択したいと思います。

本日ご審議いただきました普通林の開発行為については、「やむを得ないものと認める。」と決議しました。

なお、運営規程第 6 条第 1 項の規定により「部会の決議は、会長の同意を得る。」必要があります。

本日は会長が欠席のため、後日、当部会の内容を説明し、書面により会長の同意を得る予定です。

会長から同意を得られましたら、兵庫県知事に答申を行います。

なお、答申は文書により行いますが、文案等につきましては、部会長に一任願います。

これで、本日の審議はすべて終了いたします。

事務局：それでは、閉会とさせていただきます。

閉会にあたりまして、治山課長からあいさつ申し上げます。

課長：(あいさつ)